

新たに優先評価化学物質の指定又は取消しを行った物質の届出について

原則、新たに優先評価化学物質の指定を行った物質については4月1日に、取消しを行った物質については3月31日に、それぞれ公示されます。

○新たに優先評価化学物質の指定を行った物質については、指定を行った年度の次年度の届出から優先評価化学物質として届出を行ってください。

例) 2018年(平成30年)4月1日付で優先評価化学物質の指定を行った物質:

2018年度(2017年度実績)届出は一般化学物質として届出

2019年度(2018年度実績)届出は優先評価化学物質として届出

○新たに優先評価化学物質の取消しを行った物質については、取消しを行った年度の次年度から、原則、一般化学物質として届出を行ってください(第二種特定化学物質等に指定された場合は適切な区分で届出を行ってください)。

例) 2019年(平成31年)3月31日付で優先評価化学物質の取消しを行った物質:

2019年度(2018年度実績)届出は一般化学物質として届出

【2019年度(2018年度実績)届出について】

2018年4月2日に新たに優先評価化学物質に指定された物質については今年度(2019年度)届出において優先評価化学物質として届出を行う必要があります。次頁以降をご確認いただき、適切に届出を行っていただけますようお願いいたします。

なお、2019年3月31日付で優先評価化学物質の取消しを行った物質はありません。

新たに指定した優先評価化学物質一覧(平成30年4月2日)

通し 番号	名称
228	1-ブロモプロパン
229	<i>N, N, N</i> -トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩
230	カリウム=2-エチルヘキサノアート
231	3-ヒドロキシ-2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピル=オクタデカノアート
232	2- <i>tert</i> -ブチルシクロヘキシル=アセタート
233	フルフリルアルコール
234	アクリル酸重合体
235	ナトリウム= α -(カルボキシラトメチル)- ω -(ドデシルオキシ)ポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(繰返し単位の繰返し数は1から100までの整数とする。)
236	α -ヒドロ- ω -ドデカンアミドポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(繰返し単位の繰返し数は2から101までの整数とする。)

(経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室)

平成30年3月30日に優先評価化学物質の指定の取消しを行った物質と平成30年4月2日に指定を行った優先評価化学物質に関する製造数量等の届出について（お知らせ）

平成30年4月2日
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

平成30年3月30日に優先評価化学物質の指定の取消しを行った物質と平成30年4月2日に指定を行った優先評価化学物質における、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第8条及び第9条に基づく製造数量等の届出について、お知らせいたします。

1. 平成30年3月30日に優先評価化学物質の指定の取消しを行った物質について

平成30年3月30日に優先評価化学物質の指定の取消しを行った計2物質については、本年度から一般化学物質として前年度実績の製造数量等の届出を「一般化学物質製造数量等届出書」にて行うこととなります。

一般化学物質の製造数量等の届出を行う際、「一般化学物質製造数量等届出書」の「物質名称」の欄には、指定を取り消された優先評価化学物質の名称を記載いただくよう、お願いいたします（いずれの2物質についても、一般化学物質と名称及び範囲が異なりますので、御留意いただけますようお願いいたします）。

表1 優先評価化学物質の指定の取消しを行った物質について

優先評価化学物質通し番号	取消日	製造・輸入数量等の届出	「一般化学物質製造数量等届出書」の「物質名称」の欄に記載いただきたい名称（指定を取り消された優先評価化学物質の名称）
No. 130	平成30年 3月30日	平成30年度届出（平成29年度実績）から一般化学物質として届出	(R)-4-イソプロペニル-1-メチルシクロヘキサ-1-エン（別名 d-リモネン）
No. 155			p-トルイジン

2. 平成30年4月2日に指定を行った優先評価化学物質について

平成30年4月2日に指定を行った優先評価化学物質については、本年度は一般化学物質としての前年度実績の製造数量等の届出を「一般化学物質製造数量等届出書」にて行うこととなります。

平成31年度からは優先評価化学物質としての製造数量等の届出を行うこととなりますので、御留意ください。

表2 新たに指定した優先評価化学物質について

優先評価化学物質通し番号	指定日	製造・輸入数量等の届出
No. 228～No. 236	平成30年4月2日	平成30年度（平成29年度実績）は一般化学物質として届出。平成31年度（平成30年度実績）から優先評価化学物質として届出

3. 平成29年4月3日に指定した優先評価化学物質とCAS番号の関連付け及び製造・輸入数量等の届出の留意点

平成29年4月3日に指定した優先評価化学物質は、本年度から優先評価化学物質として前年度実績の製造数量等の届出を「優先評価化学物質製造数量等届出書」にて行うこととなります。

本年度より優先評価化学物質として製造・輸入数量等の届出を行うに際し、平成29年4月3日に指定した物質のうち範囲の複雑なものについて、該当するCAS番号や届出における留意点を平成29年4月3日付にて公表しています。

つきましては、「平成29年3月30日に取消しを行った物質と平成29年4月3日に指定を行った優先評価化学物質に関する製造数量等の届出について（お知らせ）」（平成29年4月3日）を参照し、製造・輸入を行う物質のCAS番号が優先評価化学物質に該当するか否かを確認の上、届出を行ってください。

（参考）優先評価化学物質の製造数量等の届出方法について

優先評価化学物質の届出方法については「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」（平成30年3月）（経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室）を御参照ください。

※「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」（平成30年3月）（経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual_H30.pdf

本件に関するお問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

（電話）03-3501-0605

（FAX）03-3501-2084

（mail）qqhbbfa@meti.go.jp

※（参考）経済産業省化審法ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

訂正：優先評価化学物質通し番号234 アクリル酸重合物のCAS番号を一部修正しました。

別紙

平成30年4月2日に指定した優先評価化学物質に該当するCAS番号と製造・輸入数量等の届出における留意点

平成30年4月2日

平成30年4月5日訂正

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

平成30年4月2日に指定した優先評価化学物質について、平成30年3月時点で把握しているCAS番号をお知らせいたします。

平成31年度受付（平成30年度実績）からの製造・輸入数量等の届出においては、製造・輸入を行う物質のCAS番号が優先評価化学物質に該当するか否かを確認の上、届出を行ってください。

<優先評価化学物質に該当するCAS番号について>

優先評価化学物質通し番号：228
1-ブロモプロパン

CAS番号（注）	届出の留意点
106-94-5	—

（注）平成30年3月時点で把握しているCAS番号のみ記載

＜優先評価化学物質に該当するCAS番号について＞

優先評価化学物質通し番号：229

N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩

CAS番号（注）	届出の留意点
112-00-5	—
1119-94-4	—
13623-06-8	—
8030-78-2	このCAS 番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含む可能性があります。その場合は合理的な比率に按分して届出を行ってください。
61789-18-2	
68391-03-7	

（注）平成30年3月時点で把握しているCAS番号のみ記載

<優先評価化学物質に該当するCAS番号について>

優先評価化学物質通し番号：230
カリウム＝2－エチルヘキサノアート

CAS番号（注）	届出の留意点
3164-85-0	—
61789-30-8	このCAS 番号のものは、多成分で構成されるため優先評価化学物質に該当しない成分も含まれますので、合理的な比率に按分して届出を行ってください。
67701-09-1	
70969-43-6	

（注）平成30年3月時点で把握しているCAS番号のみ記載

<優先評価化学物質に該当するCAS番号について>

優先評価化学物質通し番号：231

3-ヒドロキシ-2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピル=オクタデカノアート

CAS番号(注)	届出の留意点
78-23-9	—
84539-95-7	このCAS番号のものは、多成分で構成されるため優先評価化学物質に該当しない成分も含まれますので、合理的な比率に按分して届出を行ってください。
68440-28-8	
85116-93-4	

(注) 平成30年3月時点で把握しているCAS番号のみ記載

<優先評価化学物質に該当するCAS番号について>

優先評価化学物質通し番号：232
2-tert-ブチルシクロヘキシル=アセタート

CAS番号（注）	届出の留意点
88-41-5	—
20298-69-5	—

（注）平成30年3月時点で把握しているCAS番号のみ記載

<優先評価化学物質に該当するCAS番号について>

優先評価化学物質通し番号：233
フルフリルアルコール

CAS番号（注）	届出の留意点
98-00-0	—

（注）平成30年3月時点で把握しているCAS番号のみ記載

<優先評価化学物質に該当するCAS番号について>

優先評価化学物質通し番号：234
アクリル酸重合物

CAS番号（注）	届出の留意点
9003-01-4	—
28214-57-5	このCAS番号のものは、構造の一部に優先評価化学物質の構成部分（アニオン）を有するため、塩の全量を優先評価化学物質として届出を行ってください。
9003-03-6	
27936-81-8	
53694-17-0 ^{*1}	
175081-83-1	
52880-57-6 ^{*2}	このCAS 番号のものは、2種の優先評価化学物質の組み合わせの塩となっていますので、それぞれの該当する優先評価化学物質に按分して届出を行ってください。

（注）平成30年3月時点で把握しているCAS番号のみ記載

訂正した内容は以下のとおり

誤 正

※1：52880-57-6 → 53694-17-0

※2：53694-17-0 → 52880-57-6

＜優先評価化学物質に該当するCAS番号について＞

優先評価化学物質通し番号：235

ナトリウム α -（カルボキシラトメチル）- ω -（ドデシルオキシ）ポリ（オキシエタン-1，2-ジイル）（繰り返し単位の繰り返し数は1から100までの整数とする。）

CAS番号（注）	届出の留意点
33939-64-9	このCAS番号のものは、ポリ（オキシエタン-1，2-ジイル）の繰り返し単位の繰り返し数が1から100までの整数に該当する場合は優先評価化学物質として届出を行ってください。

（注）平成30年3月時点で把握しているCAS番号のみ記載

<優先評価化学物質に該当するCAS番号について>

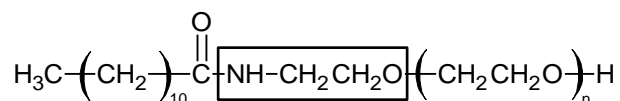
優先評価化学物質通し番号：236

α-ヒドロ-ω-ドデカンアミドポリ（オキシエタン-1，2-ジイル）（繰り返し単位の繰り返し数は2から101までの整数とする。）

CAS番号（注）	届出の留意点
26635-75-6	このCAS 番号のものは、ポリ（オキシエタン-1，2-ジイル）の繰り返し単位の繰り返し数が1から100までの整数に該当する場合は優先評価化学物質として届出を行ってください。*
61791-08-0	このCAS 番号のものは、多成分で構成されるため優先評価化学物質に該当しない成分も含まれますので、合理的な比率に按分して届出を行ってください。

（注）平成30年3月時点で把握しているCAS番号のみ記載

*CAS 番号26635-75-6の届出の留意点に記載の繰り返し数が、優先評価化学物質の名称の繰り返し数と異なっていますが、CAS 番号26635-75-6のうち繰り返し数を限定した構造式は以下に示す構造式であり、下記の構造の四角で囲んだポリアルキレンポリアミン中の「(CH₂CH₂O)」部分をポリマーの構成繰り返し部分「(CH₂CH₂O)_n」の繰り返し数（1から100）に含めると、優先評価化学物質の名称の繰り返し数（2から101）と同一であり同じ構造を示しています。



n=1~100